

平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改革の行方(下)

厚生労働委員会調査室 稜野 佑希

「平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改革の行方（上）」

1. はじめに
2. 財政検証の意義
3. 平成 16 年改正財政フレームの完成
4. 平成 26 年財政検証の前提
5. 平成 26 年財政検証の結果
6. オプション試算
7. 平成 26 年財政検証に対する評価

(以上、『立法と調査』No. 358 (平 26. 11) 松野晴菜著)

「平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改革の行方（中）」

8. 今後の年金制度改革の課題
9. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
10. 高齢期の就労と年金受給の在り方

(以上、『立法と調査』No. 368 (平 27. 9) 拙著)

「平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改革の行方（下）」

11. 年金額の改定の在り方
12. 高所得者の年金給付の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化
13. 働き方に中立的な社会保障制度
14. 第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱い
15. 遺族年金制度の在り方
16. 消費税率引上げ延期の影響
17. 世代間の公平
18. おわりに

(以上、本号)

本稿では、前稿に引き続き、平成 27 年 1 月に社会保障審議会年金部会（以下「年金部会」という。）が取りまとめた「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（以下「議論の整理」という。）の内容を中心に、今後の年金制度改革の課題について概観する¹。

¹ 本稿は、平成 27 年 10 月 16 日時点によるものである。

11. 年金額の改定の在り方

公的年金の給付水準については、経済社会の変動や国民生活の向上に対応し、その時々
の経済状況の中で実質的な価値を維持して保障することが求められている。一方で、少子
高齢化の急速な進展の中、将来世代の負担が過大なものとならないよう、年金額の改定の
ルールについて見直しが行われてきた。平成 16 年の年金制度改正では、68 歳到達年度前
の受給権者（新規裁定者）については賃金変動率により²、68 歳到達年度以後の受給権者
（既裁定者）については物価変動率により、年金額の改定を行う原則が法定化された。ま
た、将来世代の過大な負担を回避するという観点から保険料水準に上限を設けるとともに、
年金財政の均衡³が図られるまでの間は、年金額の給付水準を被保険者数の減少と平均余命
の伸びを勘案して調整し、年金額の伸びを抑えることにより給付水準を調整する仕組み（マ
クロ経済スライド）が導入された⁴。

しかし、マクロ経済スライドは、デフレ経済が続いたこと等から発動されなかったため、
社会保障制度改革国民会議報告書（以下「国民会議報告書」という。）⁵及びいわゆるプロ
グラム法⁶において、その在り方が検討課題とされた。さらに、年金部会においても、将来
世代の給付水準の確保を図る観点から年金額の改定の在り方について議論が行われた。

（1）年金額の改定ルール

平成 16 年の制度改正により、賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者につい
ては年金を支える被保険者の賃金変動率に応じて改定を行い（賃金スライド）、既裁定者につ
いては受給者の購買力の維持を図るため物価変動率に応じて年金額の改定を行う（物価
スライド）原則が法定化された⁷。ただし、この考え方は賃金変動率が物価変動率を下回る
場合には徹底されていない（図表 1 の枠線部分）。

平成 17 年度以降、ほぼ全ての年度において、賃金変動率が物価変動率を下回り、年金額
が据置き（物価変動率 $> 0 >$ 賃金変動率の場合）か、賃金変動率より高い物価変動率で改
定される（ $0 >$ 物価変動率 $>$ 賃金変動率の場合）ことが多かった。この結果、年金額は現
役世代の手取り収入と比べると減少幅が小さく、現在の受給者世代の所得代替率の上昇に
つながっている。そして、特に基礎年金部分におけるマクロ経済スライドの調整期間の長

² 65 歳時点での賃金水準により生涯の年金水準が決定されることから、短期的な賃金水準の変動による年金額
への影響を軽減するため、賃金の伸び率を物価上昇率相当分と物価を上回る実質賃金上昇率相当分に分解し、
実質賃金上昇率については 3 年度の平均を用いて年金額の改定が行われる。64 歳時点の賃金が反映されるよ
う、67 歳に達する年度まで賃金で改定される。

³ 平成 16 年の制度改正前は、将来にわたり永久に給付と負担が均衡するよう考える永久均衡方式に立ち、常に
給付費の相当の年数分の積立金を保有することが求められていたが、改正後は、おおむね 100 年間で財政均
衡を図る有限均衡方式に立ち、積立金水準が財政均衡期間の最終年度に給付費 1 年分程度となるよう目標が
設定されている。

⁴ 平成 16 年の年金制度改正前は、5 年ごとに給付水準を固定した上で、保険料の段階的な引上げ計画を再計算
する財政再計算が行われ、財政再計算の実施に併せて、年金財政の均衡を図るため、負担水準と給付水準双
方を見直す制度改正が実施されていた。

⁵ 平成 25 年 8 月 6 日公表

⁶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）

⁷ 松野晴菜「平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改正の行方（上）」『立法と調査』No. 358（平 26. 11）

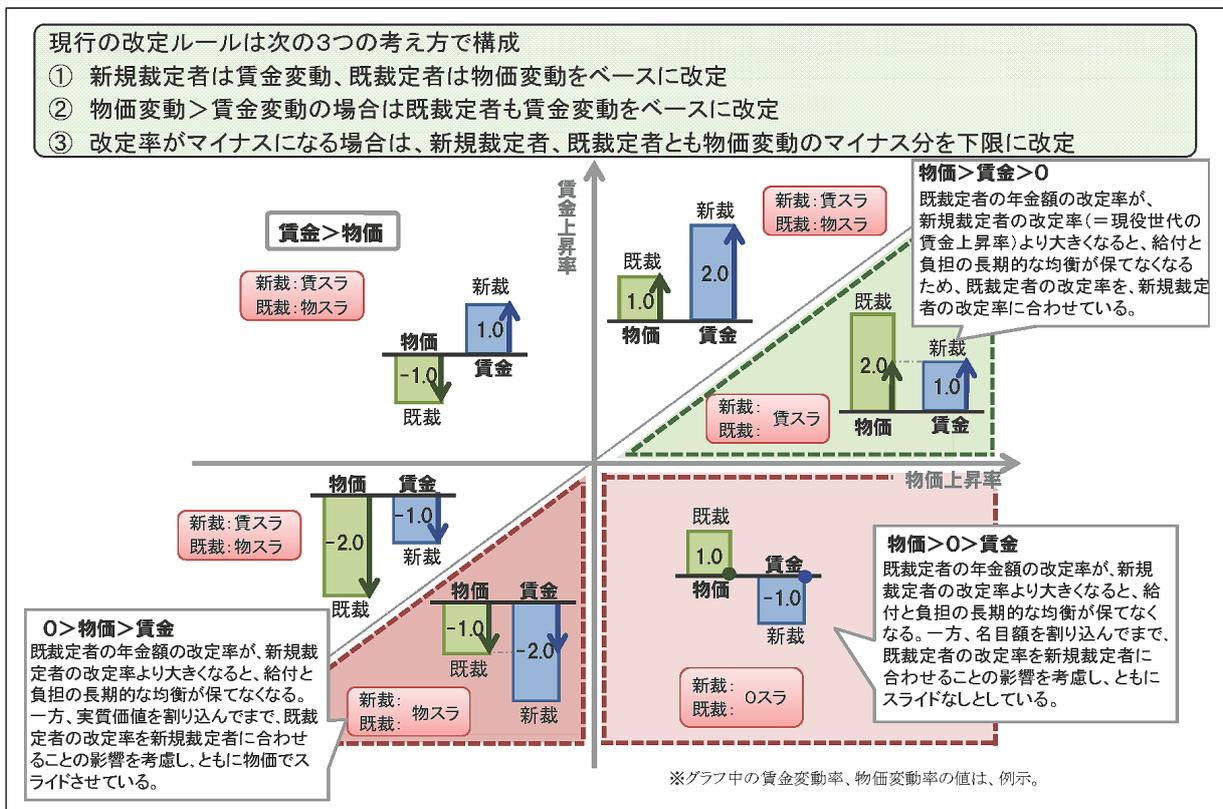
5（1）参照

期化の要因となっている。

年金部会においては、年金の実質購買力維持の観点から年金額の改定ルールの見直しについて慎重な意見があったが、「議論の整理」では、「年金水準調整期間の長期化につながることを回避し、将来世代の給付水準の確保を図るためにも、物価変動が賃金変動を上回る場合に、賃金に連動して改定する考え方を徹底することが必要である」とされた。

なお、平成 27 年 2 月 24 日の自民党社会保障制度に関する特命委員会の年金に関するプロジェクトチーム（以下「自民党年金 P T」という。）において、厚生労働省から公的年金制度改革の方向性⁸が示され、賃金が大幅に下落したときには、物価ではなく賃金に連動して年金額を引き下げることとする案が了承されたとされる⁹。

図表 1 現行の年金額の改定（スライド）ルール



(出所) 平 26. 10. 15 年金部会厚生労働省資料

(2) マクロ経済スライド

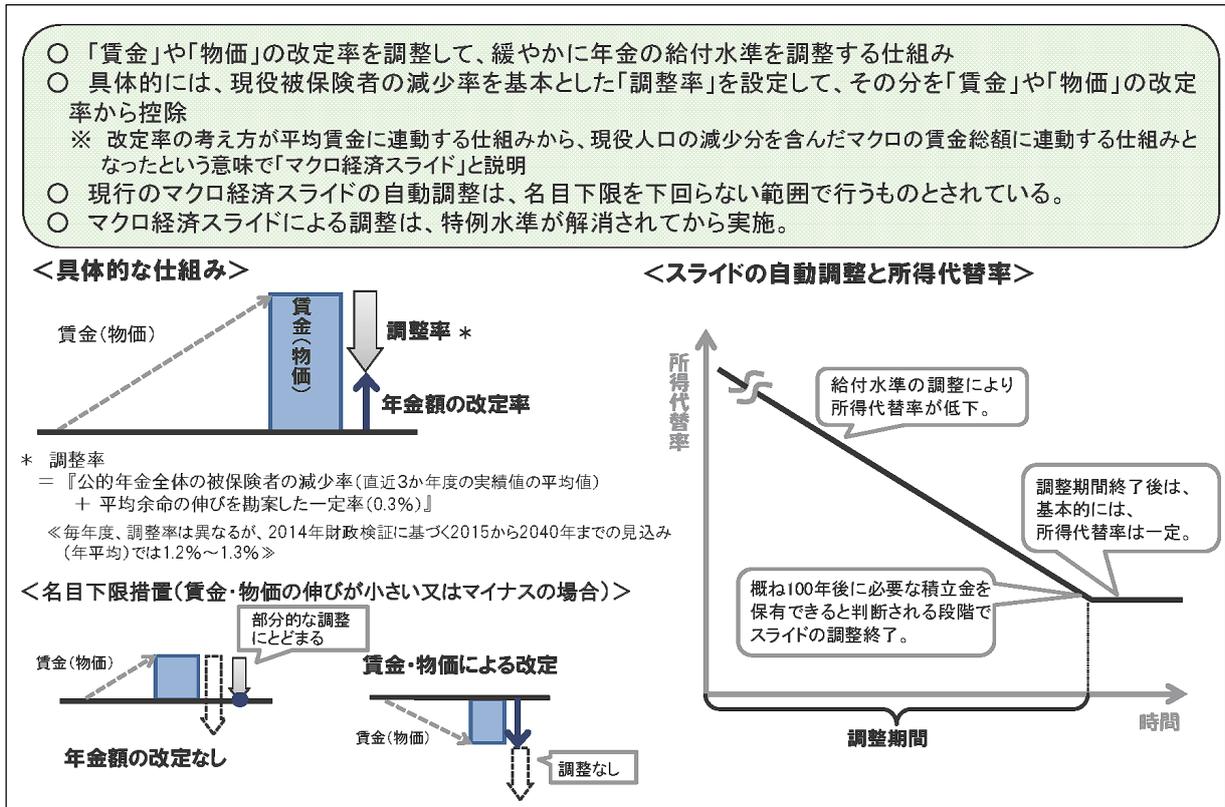
マクロ経済スライドは、被保険者数の減少と平均余命の伸びを勘案し、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みである（図表 2）¹⁰。

⁸ 「公的年金制度改革の検討の方向性について」（案）

⁹ 「年金改革の柱先送りへ」『朝日新聞』（平 27. 2. 25）、「労使合意で適用拡大を推進」『週刊社会保障』No. 2816（平 27. 3. 9）

¹⁰ 松野晴菜「平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改革の行方（上）」『立法と調査』No. 358（平 26. 11）3（3）参照

図表2 マクロ経済スライドの概要



(出所) 平 26. 10. 15 年金部会厚生労働省資料を一部加工

マクロ経済スライドによる調整期間中は、賃金や物価の上昇による年金額の伸びから、スライド調整率（公的年金全体の被保険者数の減少率（3年平均）＋平均余命の伸びを勘案した一定率（▲0.3%））を差し引いて、年金額を改定することとなる。ただし、名目下限が設定されており、賃金・物価の伸びが小さい場合は、マクロ経済スライドによる調整の効果は限定的になり、調整率を反映すると前年度の年金額を下回る場合は前年度の年金額が維持される。また、賃金・物価が共に下落した場合は、マクロ経済スライドによる調整は行われないこととなる。

デフレ経済が続いたことや特例水準¹¹が解消されなかったことから、マクロ経済スライドによる調整は導入以来、一度も行われたことがなかった。しかし、平成24年の法改正¹²により特例水準が段階的に解消され¹³、賃金・物価も上昇したため、平成27年度の年金額

¹¹ 平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、年金は本来の年金額より高い水準（特例水準）で支払われていた。

¹² 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）

¹³ 年金額が平成25年10月に1.0%、平成26年4月に1.0%、平成27年4月に0.5%引き下げられ、特例水準は解消された。

の改定から初めてマクロ経済スライドが発動された¹⁴。ただし、マクロ経済スライドの発動が経済状況に左右されることに変わりはなく、その在り方については今後の課題となっている。

平成 26 年財政検証¹⁵結果によれば、国民年金の財政バランスの悪化を受け、報酬比例部分より基礎年金部分の方がマクロ経済スライドの影響を大きく受けることが明らかになっている。具体的には、基礎年金部分は報酬比例部分に比べて、マクロ経済スライドによる調整期間が長期にわたり、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了は早くても平成 55 年 (2043 年) であり、約 30 年間マクロ経済スライドによる調整を続けなければならない。平成 26 年度の所得代替率と調整期間終了後の所得代替率を比較すると、その低下率は大きい¹⁶。

賃金・物価の上昇幅には一定の変動があり、約 30 年間マクロ経済スライドをフル発動するのは現実的に難しいと考えられるが、オプション試算では、マクロ経済スライドのフル発動を行った場合は、現行の仕組みで試算した場合と比較して将来的な所得代替率の改善が確認されている¹⁷。しかし、マクロ経済スライドの名目下限を撤廃してフル発動した場合、基礎年金の給付水準の低下により、特に基礎年金のみの受給者の所得保障が不十分になることも懸念されている¹⁸。

また、名目下限については、平成 16 年の制度改正における議論の中で、現役世代の保険料負担能力とのバランス、給付水準の調整が高齢者の生活に与える影響、年金額を物価・賃金以外の要素で名目額より引き下げることと憲法の財産権との関係等を勘案して導入されたものである。したがって、名目下限の撤廃については、財産権との関係を意識する必要があるとの指摘がある¹⁹。

年金部会においては、基礎年金部分をマクロ経済スライドの対象外とするべきであるとの意見があった一方、マクロ経済スライドのフル発動により影響を受ける年金受給者は、

¹⁴ 平成 27 年度の年金額は、名目手取り賃金変動率が 2.3%、特例水準の段階的な解消が▲0.5%、マクロ経済スライド調整率が▲0.9%であったことから、平成 26 年度の特例水準の年金額と比較して、基本的には 0.9%の引上げとなった。なお、名目手取り賃金変動率とは、前年の物価変動率に 2 年度前から 4 年度前までの 3 年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものである (国民年金法第 27 条の 2 及び厚生年金保険法第 43 条の 2)。実質賃金変動率と可処分所得割合変化率は、標準報酬月額等と保険料率のデータを用いて算出され (厚生年金保険法第 43 条の 2)、平成 23~25 年度平均の実質賃金変動率は▲0.2%、平成 24 年度の可処分所得割合変化率は▲0.2%であった。平成 27 年度の年金額の改定においては、平成 26 年平均の物価変動率は 2.7%、名目手取り賃金変動率は 2.3%であり、賃金の伸びが物価の伸びを下回ったため、平成 27 年度の年金額は、67 歳までの新規裁定者、68 歳以降の既裁定者ともに賃金の伸びで改定され、名目手取り賃金変動率の 2.3%が適用された。また、平成 27 年度のスライド調整率は、平成 23~25 年度平均の公的年金被保険者数の変動率 (▲0.6%) と平均余命の伸びを勘案した一定率 (▲0.3%) を乗じ、▲0.9%となった。

¹⁵ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」

¹⁶ 松野晴菜「平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改革の行方 (上)」『立法と調査』No. 358 (平 26. 11) 5 (3) 参照

¹⁷ 松野晴菜「平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改革の行方 (上)」『立法と調査』No. 358 (平 26. 11) 6 (1) 参照

¹⁸ マクロ経済スライドによる給付水準の低下は、基礎年金に依存する度合いの高い低年金層ほど相対的に深刻となり、この点は公平性の観点から無視できない問題であるとの指摘がある。小塩隆士「マクロ経済スライドとその完全発動の意義と課題」『年金と経済』Vol. 34 No. 1 (平 27. 4. 30)

¹⁹ 平 26. 10. 15 年金部会菊池委員 (早稲田大学法学学術院教授) 提出資料

他の低所得者向けの制度で対応することとし、年金制度自身はシンプルにしていくべきであるとの意見があった。また、マクロ経済スライドを着実に実施しつつ、基礎年金部分の調整期間を短縮するため、被用者年金の基礎年金拠出金の1人当たり単価²⁰を増やし、基礎年金勘定の中にバッファーを設けることなどの提案があった。

「議論の整理」では、将来世代の給付水準確保のため、「マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要となる」という認識については、概ね共有された」とされた。さらに、マクロ経済スライドの仕組みについて国民の理解を得られるよう、「わかりやすい説明を丁寧に行っていくことが大切である」とされた。

なお、平成27年2月24日の自民党年金PTにおいて、厚生労働省から公的年金制度改革の方向性が示され、デフレ時にはマクロ経済スライドを適用せず、その抑制見送りは物価が上昇したときにまとめて減額することとする案が了承されたとされる²¹。

12. 高所得者の年金給付の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化

高所得者の年金給付の在り方については、平成24年に提出された年金機能強化法²²案において、低所得者等への加算の導入²³と併せて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の基礎年金について国庫負担相当額を対象とした支給停止を行うことが盛り込まれた²⁴。しかし、国会審議の過程で行われた3党協議の結果、高所得者の年金額の調整の規定は削除され、同法附則において「高所得者による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。」とされた。

その後の国民会議報告書においては、年金制度における世代内の再分配機能の強化の必要性が指摘された。また、世代内の再分配機能の強化について、年金制度のみならず、「税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担、自己負担や標準報酬上限の在り方など、様々な方法を検討すべきである。一体改革関連法には年金課税の在り方についての検討規定も設けられており、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方について見直しを行っていくべきである。」と指摘された。

(1) 高所得者の年金額の調整

高所得者の年金額の調整については、高所得者の保険料納付のインセンティブを損なう可能性、負担に応じた給付という社会保険方式の考え方との整合性、年金受給権が財産権であることとの関係等について検討する必要があるとの指摘がなされてきた。

年金部会においては、高所得者が高齢期の報酬を事前に調整する可能性があるため、高

²⁰ 現在、基礎年金拠出金の1人当たり単価は被用者年金と国民年金で共通である。

²¹ 「年金制度 デフレ時減額を抑制」『毎日新聞』（平27.2.25）、「労使合意で適用拡大を推進」『週刊社会保障』No. 2816（平27.3.9）

²² 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

²³ 後述の16（2）参照

²⁴ カナダでは、老齢保障年金（全額税財源）において、老齢保障年金以外の所得額が一定額を超える場合に、当該所得額のうち一定額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す制度（クローバック制度）がある。

所得者の年金について支給停止を行うべきではないとの意見が見られた一方で、基礎年金の国庫負担分は税財源により賄われているため、高所得者の年金給付に係る国庫負担分を減額することを検討すべきであるとの意見もあった。高所得者の年金額の調整を行うべきか否かについては賛否が分かれたが、「議論の整理」では、「年金制度内部の部分最適の追求だけでなく、年金に係る税制、福祉制度などを含めた全体最適の視点」及び「高齢者の就労インセンティブを阻害しない観点」から幅広い議論を行う必要があるとされた。

（２）年金制度内における再分配機能の強化

年金部会においては、年金制度内における再分配機能の強化についても検討が行われた。厚生年金では、報酬に応じて保険料を負担する報酬比例年金と合わせて報酬の多寡にかかわらず一定額の基礎年金を受給するため、現役世代の所得と年金額が比例せず、定額保険料負担で一定額の基礎年金を受給する国民年金よりも世代内の再分配機能が働く。そこで、「議論の整理」では、被用者保険の適用拡大を進めていくことは、年金制度内における再分配機能の強化という点からも評価できるとされた。

また、年金部会では、再分配機能強化の観点から、厚生年金の標準報酬月額の上限について、将来的には撤廃することも考えられるとの意見があった。厚生年金の標準報酬月額の上限²⁵は、高所得者及び事業主の保険料負担に対する配慮や公的年金として適正な給付水準とする観点から設けられており、健康保険の上限²⁶より低く設定されている。また、厚生年金の標準報酬月額の上限に該当する被保険者数は、その下の等級よりも多い。こうした点について、標準報酬月額の引上げにより高所得者に実際の報酬に見合った保険料の負担を求めることを検討すべきであるとの指摘がある一方、標準報酬月額を引き上げた場合、現行の算定式の下では現役時代の所得格差がそのまま年金給付水準に反映されることとなるため、米国のバンドポイント制²⁷のように給付への反映の仕方に工夫が必要であるとの指摘がある²⁸。

（３）年金課税の在り方

高所得者の年金給付の在り方については、国民会議報告書及びプログラム法において、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方が検討課題とされた。

現行制度では、高齢者の税負担の軽減が必要であるとの政策判断から、年金受給者は給与所得者に比べて税制上の優遇を受けている。現役世代の給与所得者の給与には給与所得控除が適用され、その最低保障額は65万円である。一方、公的年金等については公的年金等控除が適用され、65歳以上の年金受給者の場合は最低保障額が120万円とされており、年金がそれを下回る場合は全額が控除対象となる。さらに、年金を受給しながら給与収入

²⁵ 最高等級は620,000円である。

²⁶ 最高等級は1,210,000円であり、平成28年4月から1,390,000円に引き上げられる。

²⁷ 米国では、年金額の算定基礎となる平均賃金が高い場合、給付率を減少させる仕組みを設けている。平26.10.15年金部会厚生労働省資料

²⁸ 「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理」（平20.11）。なお、現在の社会保障審議会年金部会とは委員構成が異なる。

もある高齢者については、給与所得控除と公的年金等控除が併せて適用される。

年金課税については、経済力にかかわらず高齢者を一律に優遇する現行制度は、本来支援を必要としない高所得者が最もその恩恵を享受するものであり、世代間の公平性だけでなく世代内の公平性も損ねている可能性があることから、公的年金等控除を縮小又は廃止すべきであるとの意見、さらに、給与や年金等の収入形態によらず総合的な経済力で判断し、担税力に応じた負担を適切に求めることが望ましいとの指摘がある²⁹。

13. 働き方に中立的な社会保障制度

働き方に中立的な社会保障制度への見直しについては、「日本再興戦略」改訂 2014³⁰において、「少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について」総合的に検討するとされた。また、正社員等を夫に持つ女性の収入が 130 万円を超えた場合に社会保険料負担が発生するいわゆる「130 万円の壁」の問題や、国民年金第 3 号被保険者制度について不公平であるとの指摘があることに鑑み、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進めるとされた。

(1) いわゆる「130 万円の壁」

いわゆる「130 万円の壁」の問題は、被扶養配偶者の認定基準である年収 130 万円を超えないよう、第 3 号被保険者である就業者が保険料負担を回避するために就業調整を行う問題として取り上げられる³¹。短時間労働者のうち約 3 割は就業調整を行い、就業調整している者の約 4 割が「配偶者の社会保険に被扶養者として加入するため 130 万円未満に抑えるようにしている」ことを理由に挙げている³²。

他方、週所定労働時間 20～30 時間の短時間労働者の収入分布では、第 3 号被保険者だけでなく、第 1 号被保険者においても、年収 100 万円前後に山が見られる³³。このことから、就業調整をしている有配偶の短時間労働者は、本人の所得税の非課税限度額や配偶者控除³⁴も意識していると考えられる³⁵。

²⁹ 谷内陽一「社会保障制度改革と年金課税のあり方」『企業年金』Vol. 33 No. 4 (平 26. 4. 1)

³⁰ 平成 26 年 6 月 24 日閣議決定

³¹ 平成 28 年 10 月施行の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大により、賃金が月額 8.8 万円（年収 106 万円）以上である等の要件を満たす短時間労働者は新たに被用者保険の適用対象となる。榎野佑希「平成 26 年公的年金財政検証と今後の年金制度改正の行方（中）」『立法と調査』No. 368 (平 27. 9) 9 参照

³² 複数回答。独立行政法人労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」(平 25. 8)

³³ 平 26. 11. 4 年金部会厚生労働省資料

³⁴ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)では、「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、i) 夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii) 格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す」ため、「具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。」とされており、配偶者控除の見直しについての動向が注目されている。配偶者控除の詳細については、伊田賢司「配偶者控除を考える」『立法と調査』No. 358 (平 26. 11) 参照。

この点について、「議論の整理」においては「この現象を被用者本人の保険料負担回避行動としてのみでもって説明することは適切ではなく、被用者保険の適用の壁、事業主の社会保険料負担回避行動が合わさって作用しているものと分析できる。この分析からは、これらを解消し、働き方に中立的な社会保障制度としていく方策としても、被用者保険の適用拡大が重要であることが確認できる」とされた。

（２）第３号被保険者制度

昭和 60 年の年金制度改正において、女性の年金権を確立するため、サラリーマン世帯の専業主婦が第 3 号被保険者として国民年金へ加入することが義務付けられた³⁶。その際、第 3 号被保険者については、自ら保険料を負担しなくても基礎年金を受給することができることとし、基礎年金給付に必要な費用は、夫の加入する被用者年金制度全体で負担することとされた。また、年金の給付水準については、夫が基礎年金と厚生年金を受給し、妻が基礎年金を受給することとし、夫婦 2 人分の年金水準が現役時代の所得とバランスを取れるように設定していくこととなった。

第 3 号被保険者制度の在り方については、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っていることなどを背景としてこれまで幾度も議論されてきた³⁷が、抜本的な制度改正は行われていない。

第 3 号被保険者制度に対しては、これを見直すべきとの立場からは、第 3 号被保険者の基礎年金給付は夫婦共働き世帯や単身世帯も共同で費用を負担しているため専業主婦を優遇し過ぎているとの批判や、短時間労働者の就業調整を引き起こしているとの批判がある。一方、負担能力を欠く専業主婦にも生活保障は必要であるなどの理由から制度の存続を擁護する意見もある。

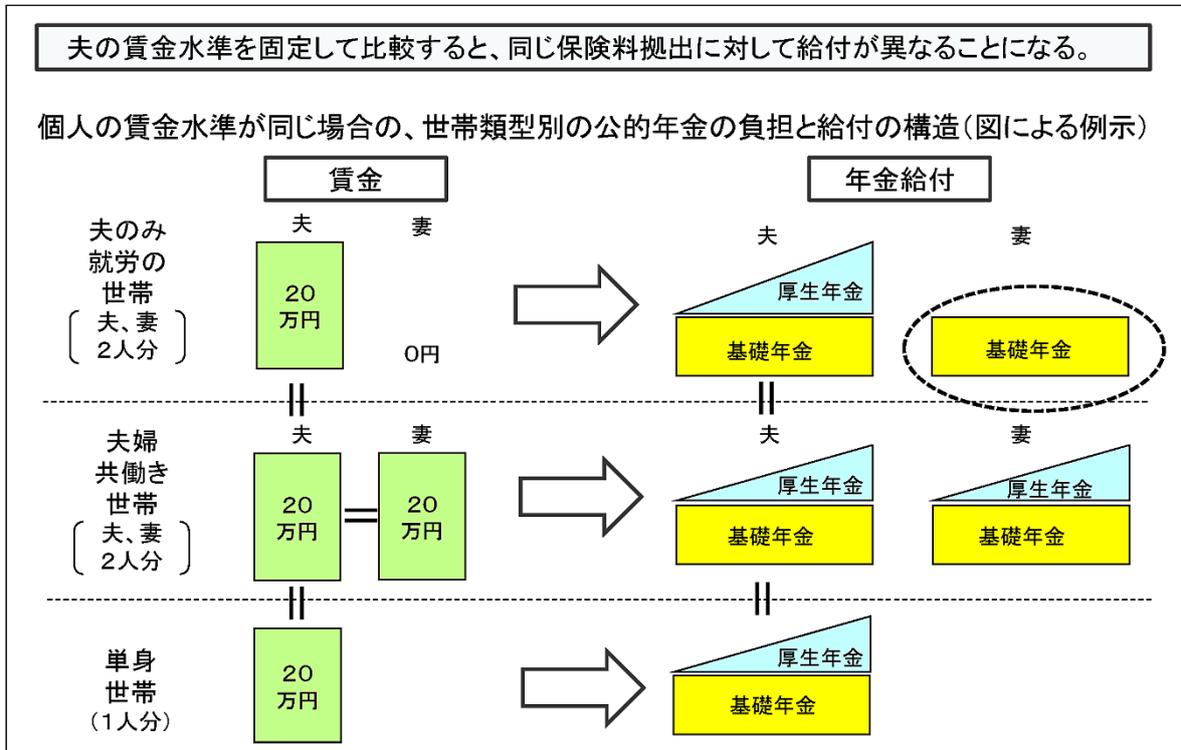
また、第 3 号被保険者制度が専業主婦を優遇し過ぎているとの批判に対しては、夫のみ就労の世帯と単身世帯を比較すると、同じ保険料拠出に対して、夫のみ就労の世帯の給付が妻の基礎年金部分だけ多いとも言える（図表 3）が、世帯人員 1 人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも、1 人当たりの保険料も年金給付も同額となると指摘されている（図表 4）。

³⁵ 所得税の非課税限度額や配偶者控除が女性の就労を抑制している、いわゆる「103 万円の壁」の問題と指摘される。独立行政法人労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」（平 25. 8）によると、就業調整している理由として、「配偶者控除の適用を受けるため 103 万円以下に抑えるようにしている」と「自身の収入に所得税がかからないよう 103 万円以下に抑えるようにしている」ことを理由に挙げている短時間労働者がそれぞれ約 4 割いる（複数回答）。

³⁶ 第 3 号被保険者制度創設以前、民間の被用者に扶養される妻は年金制度の強制加入対象ではなく、保険料を支払えば任意で国民年金に加入することができるとされていた。この制度は、任意加入しなかった妻が離婚した場合等に無年金になる、任意加入した世帯では過剰給付になる場合がある等の問題があったと指摘されている（石崎浩『公的年金制度の再構築』（信山社、平成 24 年））。なお、第 3 号被保険者数 945 万人のうち、男性が 11 万人であり、約 1% を占める（厚生労働省「平成 25 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」（平 26. 12））が、ここでは女性が男性の被扶養者であるケースを想定して述べる。

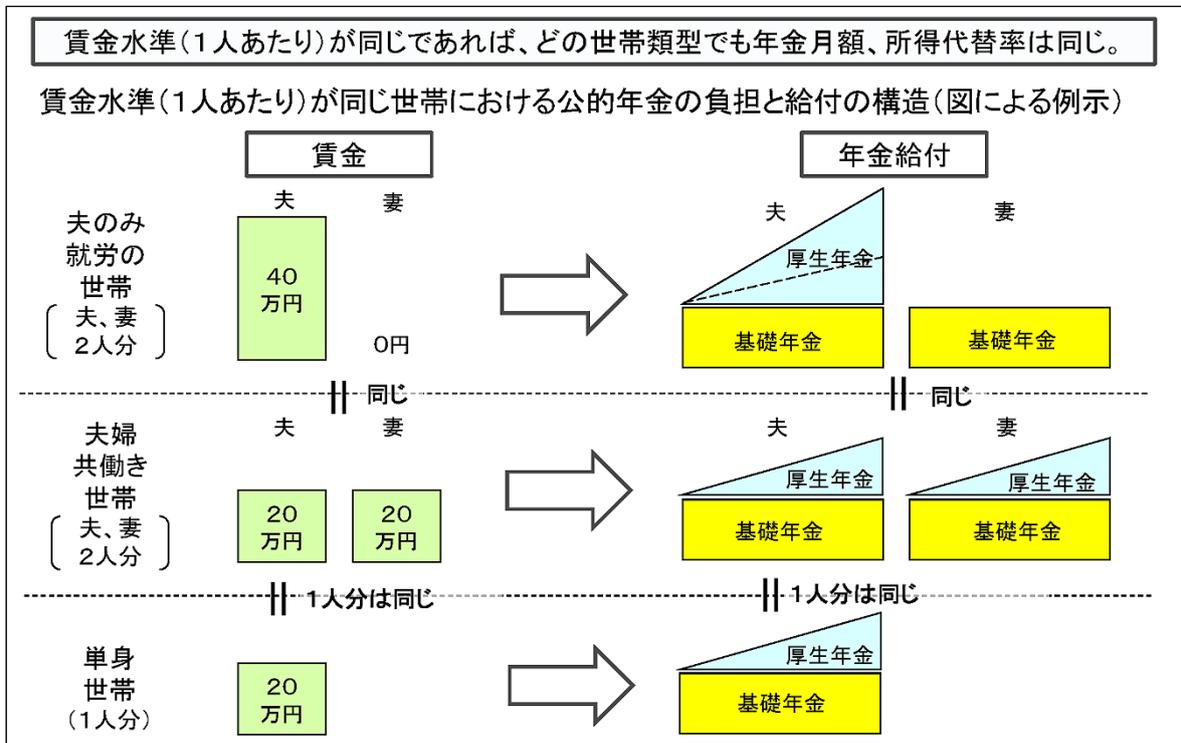
³⁷ 厚生労働省に設置された「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」の報告書（平 13. 12）等

図表3 世帯類型別の公的年金の負担と給付のイメージ①



(出所) 平 26. 11. 4 年金部会厚生労働省資料

図表4 世帯類型別の公的年金の負担と給付のイメージ②

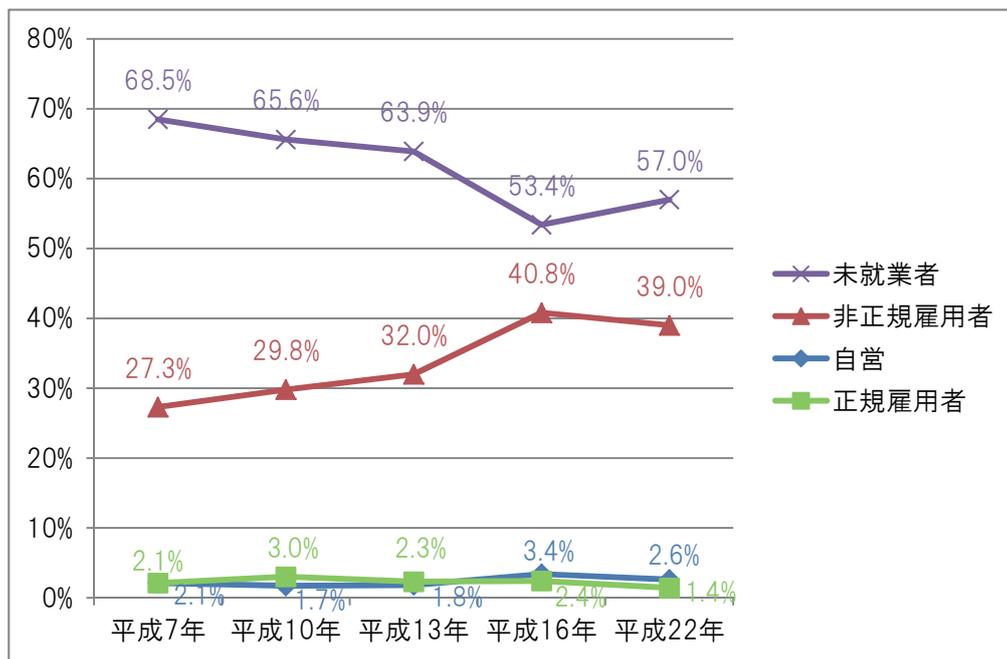


(出所) 平 26. 11. 4 年金部会厚生労働省資料

年金部会では、第3号被保険者制度の公平性については評価が分かれたが、共働き世帯が増加していることや持続的な経済発展のために女性の就業促進が重要な課題であること等を踏まえ、「第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性」については共有された。

第3号被保険者の就業状況については、未就業者の割合が最も多いが、近年、非正規雇用の割合も増加している（図表5）。第3号被保険者には短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している。

図表5 第3号被保険者の就業状況割合の推移



（出所）厚生労働省「公的年金加入状況等調査」より筆者作成

「議論の整理」では、「まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である」とされた。

最後に第3号被保険者として残る「純粋な無就業の専業主婦」については、年金部会では、平成16年の制度改正により導入された夫婦年金分割³⁸の考え方をより推し進めるべきであるとの意見、配偶者が平均所得を超える場合には保険料負担を求めることも考えられるとの意見、第3号被保険者については免除者と同様に国庫負担相当の2分の1の給付のみを保障し、任意で保険料を拠出した期間については満額の給付を行うとの意見があった。

³⁸ 被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、第3号被保険者期間については、夫婦が離婚した場合等に、第2号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を2分の1に分割することができる。

14. 第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱い

第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料の取扱いについては、次世代育成支援の観点から課題とされてきた。

第2号被保険者については、産前産後・育児休業期間中の保険料免除等の配慮措置が講じられている。これは、年金制度の持続可能性を確保するため、将来の制度の担い手を育てるための次世代育成支援が重要であるという観点から導入されたものである。具体的には、子が3歳に達するまでの育児休業期間については、第2号被保険者の保険料は被保険者負担分・事業主負担分ともに免除され、この免除期間については、老齢厚生年金の年金額の計算時に保険料納付期間と同様に取り扱われている³⁹。また、平成24年に成立した年金機能強化法により、産前産後休業期間中についても、保険料が被保険者負担分・事業主負担分ともに免除されることとなった⁴⁰。

一方、第1号被保険者については産前産後や育児期間に着目した措置は講じられていない。年金機能強化法の国会審議の過程で行われた3党協議の結果、次世代育成支援の観点や、働き方によって差があってはならないとの観点から、同法附則に第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除についての検討規定が置かれた⁴¹。国民会議報告書においても、「第1号被保険者の出産前後の保険料免除に関しても、年金制度における次世代育成への配慮を一層強化する観点からの対応が求められる」とされた。

(1) 保険料免除の考え方

ア 次世代育成支援

第1号被保険者については、第2号被保険者と異なり、産前産後期間の就業状況や稼得活動を把握することは困難である。しかし、第1号被保険者であっても第2号被保険者であっても産前産後における母体保護の必要性は共通しているため、「議論の整理」においては、「就労状況の様々な第1号被保険者についても、出産前6週間および出産後8週間は、稼得活動に従事できない期間と考え、次世代育成支援の観点から配慮措置を設けることは妥当なものと考えられる」とされた。

イ 第1号被保険者の「申請免除」との関係

低所得の第1号被保険者が保険料の免除を申請する場合、保険料の納付義務のある世帯主及び配偶者についても所得の状況等の要件を満たさなければ、保険料の免除を受けることはできない。すなわち、保険料免除に当たっては世帯所得を勘案し、所得が一定

³⁹ 平成6年に①育児休業期間中（子が1歳に到達するまで）の厚生年金の被保険者負担分の保険料を免除し、②保険料免除期間についても、通常の被保険者期間と同様に年金額に反映させることを内容とする制度改正が行われ、その後の制度拡充を経て、平成16年改正により現在の仕組みになった。根岸隆史「社会保障・税一体改革における年金制度改革—国民年金法改正案・年金機能強化法案—」『立法と調査』No. 328（平24.5）参照

⁴⁰ 平成26年4月施行。厚生年金では、産前産後・育児休業期間中の保険料を免除しても、保険料免除期間分の基礎年金は満額保障され、報酬比例年金についても休業前の賃金水準に対応した年金が保障される。

⁴¹ 根岸隆史・杉山綾子・藤田雄大「年金二法案・社会保障改革推進法案の審議—年金機能強化・被用者年金一元化・社会保障改革推進—」『立法と調査』No. 333（平24.10）参照

基準以上であれば、被保険者である世帯員に国民年金保険料を賦課することとされている。

「議論の整理」においては、「次世代育成支援の観点から、産前産後期間に着目して国民年金保険料の納付義務を免除するのであれば、前年度所得の多寡にかかわらず、保険料負担を免除することについても、一定の合理性は認められるものと考えられる」とされた。

(2) 保険料免除を行う場合の給付の取扱い

ア 基礎年金の給付額

現在の国民年金の保険料免除制度では、基礎年金の給付額は保険料の免除期間や免除された割合に応じて計算されることとなっている⁴²。しかし、この既存の給付設計では年金水準の低下につながるため、「議論の整理」においては、第1号被保険者の産前産後の保険料の納付義務を免除することとした場合、次世代育成支援の観点からは「厚生年金と同様に保険料免除期間分の基礎年金を満額保障することが望ましい」とされた。

イ 保険料免除期間分の給付を行う場合の財源の確保

第1号被保険者について、産前産後の保険料免除期間分の基礎年金を満額保障とした場合、その財源の確保が課題となる。第2号被保険者の免除期間分の給付については、厚生年金被保険者全体で負担を分かち合うことで賄われている。第1号被保険者の免除期間分の給付についても国民年金被保険者全体で負担することとする場合、国民年金は厚生年金と比較して財政規模が小さいにもかかわらず、産前産後の保険料免除を利用する第1号被保険者の数は厚生年金と同規模の20万人と想定される⁴³ことから、国民年金の財政が悪化することが予想される。これにより、マクロ経済スライド調整期間がより長期化し、結果的に将来の基礎年金の給付水準が更に低下するおそれがある。

財源確保の手段としては、国民年金保険料の増額、税財源による補填、厚生年金からの支援等が考えられる。年金部会においては、保険料免除を新しいサービスと捉えて保険料を増額して対応すべきであるとする意見があった一方、平成16年改正で保険料率の上限を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みを導入した観点から、保険料の引上げは難しいのではないかとの指摘があった。また、税財源による補填及び厚生年金からの支援については、本来は公費財源が充てられるべきだが、公費負担の限界を前提とした場合には部分的に厚生年金加入者との間で負担を分かち合う仕組みも考えられるという意見があった一方、国民年金と厚生年金の制度間での財政融通については慎重な見解も示された。

これらの議論を踏まえ、平成27年2月24日の自民党年金PTにおいて、厚生労働省から公的年金制度改革の方向性が示され、第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料

⁴² 例えば、全額免除の場合、基礎年金の給付額は保険料全額納付の場合と比較して2分の1（国庫負担分）となる。

⁴³ 平26.11.4年金部会厚生労働省資料

を免除し⁴⁴、免除期間分の保険料は第1号被保険者全体で負担を分かち合う案が了承されたとされる。この場合、厚生労働省は国民年金保険料の月100円程度の引上げを見込んでいる⁴⁵。

15. 遺族年金制度の在り方

遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活を支えるために所得を保障する仕組みである。現行の制度は、男性が主たる生計維持者であるという考え方に基づく制度設計となっており、支給について男女差が生じていることから、共働きが増えるなどの社会情勢の変化に伴い、見直しの必要性が高まっている。

(1) 遺族基礎年金

遺族基礎年金については、主たる生計維持者である夫が死亡した場合に、残された妻子を保護するための母子年金の性格を有していると解されていたため、その支給対象者は従来、子のある妻又は子に限定され、父子家庭には支給されていなかった。しかし、共働きが一般的になっていること、男性と同様に働いて保険料を納めていた女性が遺族基礎年金を残すことができないことへの批判があったこと等を受け、平成24年に成立した年金機能強化法により、支給対象が父子家庭に拡大された。

年金部会において、遺族基礎年金の支給対象の父子家庭への拡大に関し、第3号被保険者が死亡した場合に遺族基礎年金を支給するか否かが検討された。当初、平成24年改正の施行に当たり、厚生労働省は第3号被保険者が死亡した場合は遺族基礎年金を支給しないことを内容とする政令改正を行う予定であった。ところが、パブリックコメントにおいて、主として夫の収入によって家計が維持されてきた家庭で、失業や疾病などにより離職して第3号被保険者となった夫が死亡した場合にも、遺族基礎年金が支給されなくなってしまうなどの問題が指摘されたため、政令案は撤回され、引き続き第3号被保険者が死亡した場合にも遺族基礎年金が支給されている。この点について、「議論の整理」では、遺族年金制度の在り方とも密接に関わるため、遺族年金全体の見直しの方角とともに検討すべき課題とされた。

(2) 遺族厚生年金

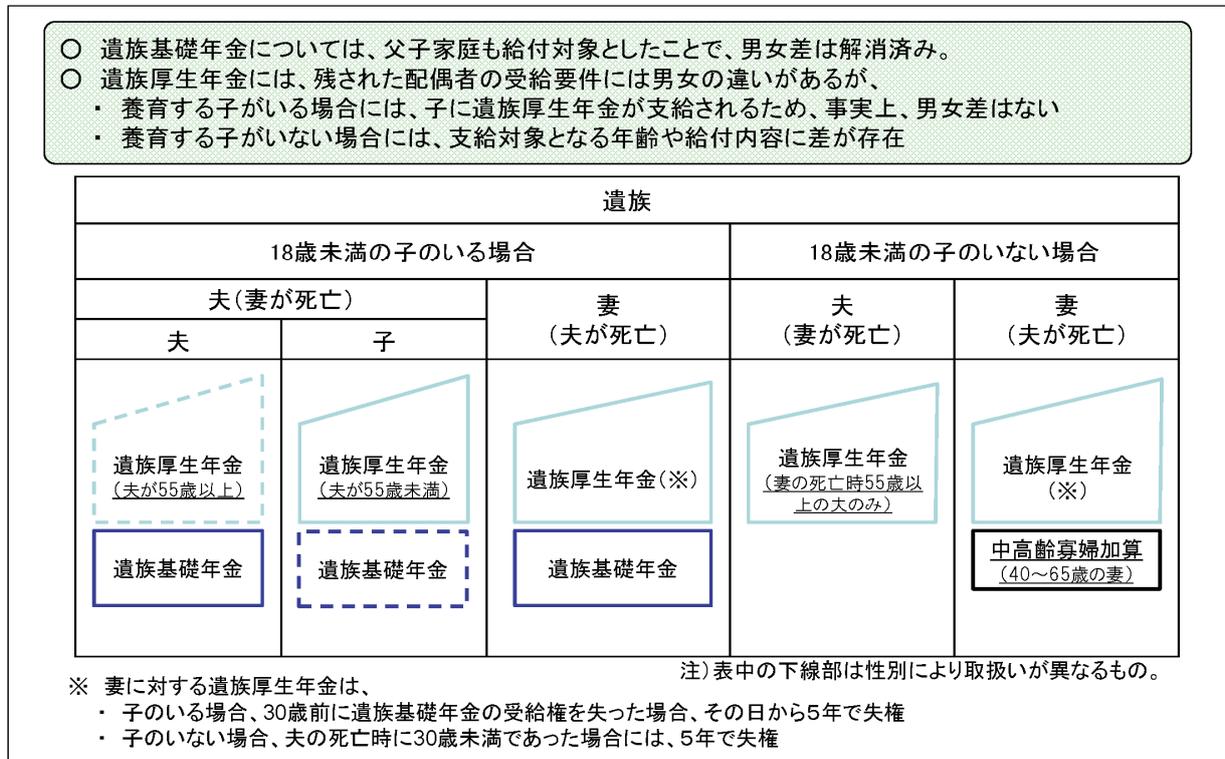
現行の遺族厚生年金制度については、男性が家計の担い手であるとの考え方をなお色濃く残した設計となっており、支給対象となる年齢や給付内容について男女の差が存在する。支給対象となる年齢については、妻に年齢要件がないのに対し、夫は妻の死亡時に55歳以上の者に限定される。また、夫が死亡した当時40歳以上65歳未満の妻であって養育する

⁴⁴ なお、国民健康保険料は対象とされていない。一方、健康保険については、産前産後・育児休業期間中の健康保険料も免除されている。

⁴⁵ 「年金改革の柱先送りへ」『朝日新聞』（平27.2.25）、「労使合意で適用拡大を推進」『週刊社会保障』No. 2816（平27.3.9）

子のいないもの等に対しては、中高齢寡婦加算が行われている。実際は、18歳未満の子がいる場合には、子に遺族厚生年金が給付されるために事実上男女差はないが、子がいない場合に男女で差が生じることとなる（図表6）。

図表6 遺族年金の給付内容等に係る男女差



(出所) 平 26. 11. 4 年金部会厚生労働省資料

年金部会においては、遺族年金について、女性の就労の増加や働き方の多様化に対応し、社会実態に合わせた所得保障の仕組みへの見直しが必要であるとの観点から検討が行われた。

欧米諸国においては、遺族年金の受給資格における男女差はなく、養育する子がいる間は支給されるが、子がいない若年齢の遺族については無支給又は有期給付となっていることが多い⁴⁶。「議論の整理」では、我が国においても「男性も女性もともに生計を維持する役割を果たしているという考え方のもと、制度上の男女差はなくし、若い世代に養育する子がいない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するというのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様である」とされた。一方、現在の受給者の生活が困窮しないように実態を踏まえた検討が必要である⁴⁷等の考えから、年金部会では「遺族年金制度は、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良いのでは

⁴⁶ 平 26. 11. 4 年金部会厚生労働省資料

⁴⁷ 65歳未満の遺族年金受給者については半数以上の者が就業しているが、そのうち臨時雇用の者が半数を占め、また、年間収入も200万円以下の者が7割以上を占める。また、65歳未満の遺族年金受給者のうち働いていない者の理由については、「働く場がない」・「育児・病気等」という非自発的な理由が半数以上を占める(厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(平成22年))。

ないかとの認識」が共有された⁴⁸。

16. 消費税率引上げ延期の影響

社会保障・税一体改革に関連した平成 24 年の年金制度改正により、消費税率 10%への引上げ時に合わせて受給資格期間の短縮や年金生活者支援給付金の支給が実施される予定であった。しかし、当該引上げが平成 29 年 4 月まで延期されることとなったため、両措置の実施も先送りされることとなった⁴⁹。

(1) 受給資格期間の短縮及び国民年金保険料の納付可能期間

現行制度においては、20 歳から 60 歳まで 40 年間の保険料納付義務が課されており、年金を受給するために必要な加入期間（受給資格期間）として、原則として 25 年以上の保険料納付済期間等⁵⁰が求められている。受給資格期間については、平成 24 年に成立した年金機能強化法により、消費税率 10%への引上げ時に 25 年から 10 年へ短縮されることとなった。これにより、65 歳以上の無年金者 42 万人のうち約 4 割が年金を受給可能となると見込まれていたが⁵¹、消費税率の引上げの延期により実施が先送りされることとなった。

これに関連し、国民年金保険料の納付可能な期間の取扱いが注目された。国民年金の保険料は、時効により、原則として納付期限から 2 年間に限り納めることができるが、平成 23 年の年金確保支援法⁵²により、平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 3 年間に限り、過去 10 年間の保険料の納付が可能とされていた（後納制度）。また、平成 26 年の年金事業改善法⁵³により、平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 3 年間に限り、過去 5 年間の保険料の納付が可能となっている⁵⁴。

こうした結果、平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、受給資格期間短縮の実施の先送りにより受給資格期間が 25 年のままであるのに対し、保険料の納付可能期間が過去 5 年間に限定されることとなる。これに対し、受給資格期間の短縮を前提に保

⁴⁸ このほか、遺族年金については、遺族厚生年金が父母・祖父母を支給対象としている点や遺族年金が非課税となっている点も今後検討課題になりうるとの指摘がある（石崎浩『年金改革の基礎知識』（信山社、平成 26 年））。また、主婦の厚生年金加入意欲を高めるため、自身が厚生年金を積み増すと夫の死後も遺族厚生年金と自身の年金の合計額が増えるような遺族年金改革を行うべきであるとの指摘がある（永瀬伸子「パートへの厚生年金の適用拡大について一年金の財政検証と適用拡大オプション試算から」『年金と経済』Vol. 34 No. 1（平 27. 4. 30））。

⁴⁹ 杉山綾子「消費税率引上げ延期による「社会保障の充実」への影響」『立法と調査』No. 362（平 27. 3）参照

⁵⁰ 保険料納付済期間、保険料免除・納付猶予期間、合算対象期間（カラ期間）を合算して 25 年以上あることを要する。合算対象期間とは、海外居住期間、任意加入できる者が任意加入しなかった期間等で、受給資格期間には算入されるが、年金額には反映されない期間をいう。

⁵¹ 満年度ベースで約 300 億円の公費が新たに必要になると見込まれている。なお、平成 24 年当時、受給資格期間が 10 年に短縮されたと仮定すると、保険料納付済期間が 10 年の場合に支給される平成 24 年度の基礎年金月額額は 16,383 円になると算出されていた。

⁵² 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 93 号）

⁵³ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）

⁵⁴ 法改正に当たっては、平成 27 年 10 月から受給資格期間が 25 年から 10 年へと短縮されることを踏まえ、過去 10 年間の保険料を納付することができる後納制度を恒常的なものとするのは、適時に保険料を納付する意欲を低下させるおそれがあることなどから適切でないとしていた。「社会保障審議会年金部会年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会報告書」（平 25. 12）

険料を納付している高齢者も存在すると考えられることから、平成 27 年 9 月までの後納制度（納付可能期間 10 年間）を平成 29 年 3 月まで延長することを求める声もあった。平成 27 年 2 月 24 日の自民党年金 P T においては、受給資格期間の短縮の実施時期に合わせて、平成 27 年 9 月までの後納制度を平成 29 年 3 月まで延長する案が了承されたとされる⁵⁵が、平成 27 年 10 月 1 日から保険料の納付可能期間は過去 5 年間となっている。

（２）低所得者等への福祉的給付措置

年金制度の最低保障機能を強化するため、年金生活者支援給付金の支給に関する法律⁵⁶により、消費税率引上げとともに低所得の年金生活者等に対して福祉的給付がなされることとなった。具体的には、所得の額が一定の基準を下回る基礎年金受給者に老齢年金生活者支援給付金を支給し、さらに、所得の逆転を生じさせないよう、この所得基準を上回る一定範囲の者に補足的な老齢年金生活者支援給付金を支給する。また、一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。支給対象者は約 790 万人（老齢基礎年金受給者 600 万人、障害・遺族基礎年金受給者 190 万人）と見込まれるが⁵⁷、消費税率の引上げの延期により、当該措置についても実施が先送りされることとなった。

17. 世代間の公平

厚生労働省は平成 27 年 9 月、各世代の保険料累計額の現在価値と年金給付の現在価値の比較の試算を公表した⁵⁸。

平成 26 年財政検証のケース E の場合、厚生年金（基礎年金を含む）については、1945 年生まれ（70 歳）の世帯では、保険料負担額 1,000 万円に対し、年金給付額が 5,200 万円であり、給付負担倍率⁵⁹は 5.2 倍とされる。一方、1995 年生まれ（20 歳）の世帯では、保険料負担額 3,400 万円に対し、年金給付額が 7,900 万円であり、給付負担倍率は 2.3 倍とされる。また、国民年金については、1945 年生まれ（70 歳）の世帯では、保険料負担額 400 万円に対し、年金給付額が 1,400 万円であり、給付負担倍率は 3.8 倍とされる。一方、1995 年生まれ（20 歳）の世帯では、保険料負担額 1,300 万円に対し、年金給付額が 2,000 万円であり、給付負担倍率は 1.5 倍とされる（図表 7）⁶⁰。

なお、前回の平成 21 年財政検証における試算⁶¹では、基本ケース（出生中位、経済中位）の場合、1945 年生まれ（当時 65 歳）の世帯では、保険料負担額 1,000 万円に対し、年金

⁵⁵ 「年金改革の柱先送りへ」『朝日新聞』（平 27. 2. 25）、「労使合意で適用拡大を推進」『週刊社会保障』No. 2816（平 27. 3. 9）

⁵⁶ 平成 24 年法律第 102 号

⁵⁷ 公費の所要額は満年度ベースで約 5,600 億円必要になると見込まれている。

⁵⁸ 厚生労働省年金局数理課『平成 26 年財政検証結果レポート－「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）－』（平 27. 9）

⁵⁹ 保険料累計額の現在価値に対する年金給付の現在価値の比率

⁶⁰ なお、同レポートでは、当該試算は、給付負担倍率の試算のみで世代間の格差を議論したり、年金の損得を判断できるものではないことを踏まえた上で実施されたとされている。

⁶¹ 厚生労働省年金局数理課『平成 21 年財政検証結果レポート－「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）－』（平 22. 3）

給付額が4,800万円であり、給付負担倍率は4.7倍とされた。一方、1995年生まれ（当時15歳）の世帯では、保険料負担額3,900万円に対し、年金給付額が9,000万円であり、給付負担倍率は2.3倍とされた。また、国民年金については、1945年生まれ（当時65歳）の世帯では、保険料負担額400万円に対し、年金給付額が1,300万円であり、給付負担倍率は3.4倍とされた。一方、1995年生まれ（当時15歳）の世帯では、保険料負担額1,500万円に対し、年金給付額が2,300万円であり、給付負担倍率は1.5倍とされた。

給付負担倍率に拘泥してはならないとの意見もある一方、少子高齢化が進む中で年金の世代間格差は存在しており、格差の更なる拡大も懸念されている⁶²。このような現状において、特に若年世代の公的年金制度に対する理解と信頼を高める必要があり、国民から信頼される持続可能な年金制度の確立が求められている。

図表7 各世代の給付と負担の関係

＜経済：ケースE 人口：中位＞

| 平成27 (2015)年 における年齢 (生年) | 厚生年金（基礎年金を含む） | | | | | 国民年金 | | | (参考) 高齢者のうち高齢者 のみ世帯等に所属す る人の割合 (40歳時点) % |
|-----------------------------------|-----------------|----------------|-----------|--------------|------------|-----------------|----------------|-----------|---|
| | 保険料 負担額 ① | 年金 給付額 ② | 倍率 ②/① | 65歳以降給付分（再掲） | | 保険料 負担額 ① | 年金 給付額 ② | 倍率 ②/① | |
| | | | | 年金給付額 ②' | 倍率 ②'/① | | | | |
| 70歳（1945年生） [2010年度時点で換算] | 1,000 | 5,200 | 5.2 | 4,400 | 4.3 | 400 | 1,400 | 3.8 | 35.1 |
| 65歳（1950年生） [2015年度時点で換算] | 1,100 | 4,700 | 4.1 | 4,100 | 3.8 | 400 | 1,200 | 2.9 | 39.5 |
| 60歳（1955年生） [2020年度時点で換算] | 1,400 | 4,600 | 3.4 | 4,300 | 3.2 | 500 | 1,200 | 2.3 | 44.2 |
| 55歳（1960年生） [2025年度時点で換算] | 1,600 | 5,000 | 3.0 | 4,800 | 3.0 | 700 | 1,300 | 2.0 | 48.8 |
| 50歳（1965年生） [2030年度時点で換算] | 1,900 | 5,300 | 2.8 | 5,300 | 2.8 | 800 | 1,400 | 1.8 | 51.3 |
| 45歳（1970年生） [2035年度時点で換算] | 2,200 | 5,600 | 2.6 | 5,600 | 2.6 | 900 | 1,400 | 1.7 | 53.2 |
| 40歳（1975年生） [2040年度時点で換算] | 2,400 | 5,900 | 2.4 | 5,900 | 2.4 | 1,000 | 1,500 | 1.5 | 54.3 |
| 35歳（1980年生） [2045年度時点で換算] | 2,700 | 6,300 | 2.4 | 6,300 | 2.4 | 1,000 | 1,600 | 1.5 | 54.5 |
| 30歳（1985年生） [2050年度時点で換算] | 2,900 | 6,800 | 2.3 | 6,800 | 2.3 | 1,100 | 1,700 | 1.5 | 54.4 |
| 25歳（1990年生） [2055年度時点で換算] | 3,200 | 7,400 | 2.3 | 7,400 | 2.3 | 1,200 | 1,800 | 1.5 | 54.2 |
| 20歳（1995年生） [2060年度時点で換算] | 3,400 | 7,900 | 2.3 | 7,900 | 2.3 | 1,300 | 2,000 | 1.5 | 53.8 |

(注) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を賃金上昇率を用いて65歳時点の価格に換算したものをさらに物価上昇率を用いて現在価値（平成26年度時点）に割り引いて表示したもの。

(注) 「高齢者のうち高齢者のみ世帯等に所属する人の割合」は、65歳以上人口に占める世帯主が65歳以上の単独世帯又は夫婦のみ世帯人員数割合。（「国勢調査」、「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」、「日本の世帯数の将来推計（平成25年1月推計）」から算出）

(出所) 厚生労働省年金局数理課『平成26年財政検証結果レポート－「国民年金及び厚生年金に掛かる財政の現況及び見通し」(詳細版)－』(平27.9)

18. おわりに

平成26年財政検証の結果を受け、年金部会における議論は精力的に行われたが、中長期的な課題とされた内容が多かった。また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、今後の年金制度改正のテーマとして、「マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対す

⁶² なお、1995年生まれの世帯の給付負担倍率（厚生年金2.3倍、国民年金1.5倍）は、前回の試算と同じ結果となっている。

る被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し等について、引き続き検討を行う」こととされている。

現在、公的年金の給付を補うため私的年金の役割が注目されている。確定拠出年金等について関連法案が提出される⁶³など制度の見直しが進められ、今後も私的年金の更なる拡充に向けて制度改正が検討されている。一方、老後の所得保障には公的年金が不可欠な存在であることから、公的年金制度の持続可能性を確保すると同時に、公的年金制度に対する国民の信頼の維持・向上を図っていかなければならない。年金制度改革の今後の動向が注目される。

(かどの ゆき)

⁶³ 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第70号）。本法律案は、平成27年9月に衆議院で可決されたが、参議院で継続審査となっている。